

議案第131号

青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

道路法施行令の一部改正を勘案し、道路占用料を改定する等のため。

2 改正内容

(1) 道路占用料の額の見直し

道路法施行令の一部を改正する政令により、国道について直近の固定資産税評価額を使用し、近年の地価動向を道路占用料へ反映させる見直しがされたことに伴い、本市の道路占用料についても、これまでの改定と同様に道路法施行令に示す額と同額とする見直しを行う。

(2) 自動運行補助施設^{*}に係る道路占用料の新設

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により、占用許可を受けて自動運行補助施設を設置する場合の道路占用料の額が定められたことに伴い、本市も自動運行補助施設に係る道路占用料を新設する。

※自動運行補助施設とは、自動運行車の安全な運行を、道路インフラ側から位置の補正などによって補助する施設

3 施行期日

令和6年4月1日

青森市道路占用料徴収条例 占用料 新旧対照表

青森市道路占用料徴収条例 別表(第2条関係)

改正前

改正後

占用物件		単位	占用料	占用料	差
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510円	570円	60円
	第2種電柱		790円	870円	80円
	第3種電柱		1,100円	1,200円	100円
	第1種電話柱		460円	510円	50円
	第2種電話柱		730円	810円	80円
	第3種電話柱		1,000円	1,100円	100円
	その他の柱類		46円	51円	5円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	5円	5円	0円
	地下に設ける電線その他の線類		3円	3円	0円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450円	490円	40円
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	270円	300円	30円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910円	1,000円	90円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380円	420円	40円
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,900円	1,800円	▲100円
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	910円	1,000円	90円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	19円	21円	2円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		27円	30円	3円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		41円	45円	4円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		55円	61円	6円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		82円	91円	9円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		110円	120円	10円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		190円	210円	20円
	外径が0.7m以上1m未満のもの		270円	300円	30円
	外径が1m以上のもの		550円	610円	60円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1mにつき1年	3円	新設
		その他のもの		10円	新設
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	810円	新設
		上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	510円	新設
		地下に設けるもの		300円	新設
	その他のもの		占用面積1㎡につき1年	910円	1,000円

法第32条第1項第4号に掲げる施設				910 円	1,000 円	90 円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	0.001ポイント減
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	0.002ポイント減
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	0.003ポイント減
	上空に設ける通路			930 円	900 円	▲ 30 円
	地下に設ける通路			560 円	540 円	▲ 20 円
その他のもの		910 円	1,000 円	90 円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	19 円	18 円	▲ 1 円
	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	190 円	180 円	▲ 10 円
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	190 円	180 円	▲ 10 円
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,900 円	1,800 円	▲ 100 円
	標識		1本につき1年	730 円	810 円	80 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19 円	18 円	▲ 1 円
		その他のもの	1本につき1月	190 円	180 円	▲ 10 円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	19 円	18 円	▲ 1 円
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	190 円	180 円	▲ 10 円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900 円	1,800 円	▲ 100 円
		その他のもの		930 円	900 円	▲ 30 円
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1㎡につき1年	910 円	1,000 円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	0.002ポイント減
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡につき1月	190 円	180 円	▲ 10 円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				91 円	100 円	9 円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	0.004ポイント減
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	0.006ポイント減
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	0.001ポイント減
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	0.002ポイント減
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	0.003ポイント減
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		Aに0.025を乗じて得た額	0.008ポイント減	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	0.001ポイント減
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	0.001ポイント減
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	0.001ポイント減
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	0.001ポイント減
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	0.002ポイント減	
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	0.008ポイント減